

第1章 計画の基本的事項

Ⅰ 策定の背景等

本市では、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、中長期的な視点による教育行政の指針となる方向性を示した計画として、平成22年4月に「加古川教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」を策定して以降、第2期（平成28年～令和2年度）を経て、現在は、第3期（令和3年～6年度）を迎えています。令和3年3月策定の「第3期かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」（以下「第3期「かこがわ教育ビジョン」」という。）に基づき、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を基本理念に据え、3つのめざすべき具体的な人間像である「努力する人」「心あたたかい人」「行動する人」の実現に向け、学校園・家庭・地域が互いに信頼しあって連携・協力しながら、子供たちの学びや育ちを支え、生きる力を育む教育を推進してきました。

この間、少子高齢化による人口構造の更なる変化や、急速な技術革新によるICTの進化、グローバル化の進展などに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じ、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。教育の在り方についても、こうした時代に応じた変革が求められています。

こうした中、国においては、令和5年6月に第4期「教育振興基本計画」が閣議決定され、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を2大コンセプトとし、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう、今後の教育施策を講じていくことが必要であるとされています。

また、兵庫県においては、令和6年3月に第4期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が策定され、基本理念の「兵庫が育むこころ豊かで自立する人づくり」を基本としながら、第3期重点テーマ“『未来への道を切り拓く力』の育成”を継承しつつ、更なる教育の振興を図り“『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成”を重点テーマに、取組が進められています。

こうした背景や、第3期「かこがわ教育ビジョン」が令和6年度に終了することから、これまでの取組の成果と課題を検証し、改めて本市の教育の方向や目標を定め、その実現に向けて今後5年間で講ずるべき施策を示した、第4期「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」（以下「第4期「かこがわ教育ビジョン」」という。）を策定するものです。

2 位置づけ

第4期「かがわ教育ビジョン」は、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体に
おける教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

国の第4期「教育振興基本計画」、県の第4期「ひょうご教育創造プラン」を参酌しつつ、
「加古川市総合計画」の教育に関する分野の内容を踏まえて策定しています。

また、「(仮称)加古川市こども計画」などの関連計画とも整合性を保ちながら施策を推
進していきます。

3 対象

生涯における人間の学びの場は、大きく学校園・家庭・地域の3つに分かれています。この
3つの学びの場における教育が、有機的なつながりを持って進められていくことの重要性を
踏まえて、市内にある市立の幼稚園や保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学
校、特別支援学校における教育と、家庭や地域における教育を対象としています。

なお、計画の推進にあたっては、市内の県立、私立の教育・保育施設とも連携を図ってい
きます。

4 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

